

香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

平成29年11月1日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

## 香川県広域水道企業団規則第6号

香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県広域水道企業団個人情報保護条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(要配慮個人情報)

第2条 条例第5条第4項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）又は本籍とする。

(1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第12条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、第1号様式によるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第4条 条例第14条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第5条 条例第14条第2項（条例第23条第4項、第25条第1項、第27条第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 開示請求をしようとする者が本人である場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類で企業長が適当と認めるもの
- (2) 開示請求をしようとする者が代理人である場合 当該代理人に係る前号に定める書類及び次に掲げる書類
  - ア 法定代理人にあつては、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類で企業長が適当と認めるもの
  - イ 委任による代理人にあつては、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状その他委任による代理人の資格を証明する書類で企業長が適当と認めるもの
- (3) 開示請求をしようとする者が遺族である場合 当該遺族に係る第1号に定める書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類で企業長が適当と認めるもの  
(保有個人情報開示決定通知書等)

第6条 条例第19条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（第3号様式）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（第4号様式）

2 条例第19条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)

第7条 条例第20条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書)

第8条 条例第21条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第7号様式）により行うものとする。

(保有個人情報の開示に係る意見照会書等)

第9条 条例第22条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（第8号様式）により行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（第9号様式）により行うものとする。

3 条例第22条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（第10号様式）によるものとする。

4 条例第22条第3項（条例第41条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報開示通知書（第11号様式）により行うものとする。

(開示の実施等)

第10条 第6条第1項の通知を受けた者は、企業長が指定する日時及び場所において、当該通知に係る保有個人情報の開示を受けなければならない。

2 企業長は、保有個人情報の開示を閲覧又は視聴の方法により受ける者が、当該保有個人情報が記録されている行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴を停止させ、又は中止することができる。

3 条例第23条第2項の規定により写しの交付を行うときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。

4 条例第23条第2項の実施機関が定める方法は、別表第1のとおりとする。

(費用)

第11条 条例第24条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 条例第24条に規定する写しの作成及び交付に要する費用は、前納とする。

(開示請求及び開示の特例)

第12条 企業長は、条例第25条第1項の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第25条第2項の実施機関が定める方法は、閲覧とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第13条 条例第27条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第12号様式)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第14条 条例第29条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(第13号様式)により行うものとする。

2 条例第29条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第15条 条例第30条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(第15号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書)

第16条 条例第31条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第16号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正通知書)

第17条 条例第32条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第17号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第18条 条例第34条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第18号様式）によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第19条 条例第36条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第19号様式）により行うものとする。

2 条例第36条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第20号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書）

第20条 条例第37条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第21号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書）

第21条 条例第38条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第22号様式）により行うものとする。

（施行状況の公表）

第22条 条例第55条の規定による公表は、個人情報取扱事務の登録件数、開示請求等の件数その他必要な事項について行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に通知が行われている香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町又はまんのう町における個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程（以下「旧個人情報保護条例施行規程」という。）に定める様式による通知書等で、この規則の施行の日以後において企業長が行うこととなる事務に係るものについては、この規則の相当規定に定める様式による通知書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に提出されている旧個人情報保護条例施行規程に定める様式による請求書等で、この規則の施行の日以後において企業長が処理することとなる事務に係るものについては、この規則の相当規定に定める様式による請求書等とみなす。

別表第1（第10条関係）

電磁的記録の種類	開 示 の 方 法
----------	-----------

1 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録	(1) 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付
	(2) フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものとする。）に複写したものの交付
	(3) 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複写したものの交付
2 1の項に掲げるもの以外の電磁的記録	(1) 視聴
	(2) 録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものとする。）に複写したものの交付
	(3) ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものとする。）に複写したものの交付

別表第2（第11条関係）

区 分	金 額
1 文書等の写し又は電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの写し（以下これらを「写し」という。）の大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で当該写しがカラー以外のものであるとき。	1枚につき10円
2 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき20円
3 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラー以外のものであるとき。	1枚につき10円に日本工業規格A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
4 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき20円に日本工業規格A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
5 別表第1の1の項(2)に規定する複写したものである場合	1枚につき100円

6 別表第1の1の項(3)に規定する複写したものである場合	1枚につき300円
7 別表第1の2の項(2)に規定する複写したものである場合	1巻につき400円
8 別表第1の2の項(3)に規定する複写したものである場合	1巻につき500円

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の区分		<input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 固有
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称		登 録	
		保 有	
個人情報取扱事務の目的及び 根拠			
個人 情報 の 記 録 項 目	基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍（都道府県名のみ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	心 身 の 状 況	<input type="checkbox"/> 健康（要配慮個人情報に含まれるものを除く。） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	家 庭 生 活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 居住環境 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	社 会 生 活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴・地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	そ の 他		
	香川県広域水道企業団個人 情報保護条例第5条第 4項各号に該当する要配 慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等の指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件手続 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 法令等の根拠（法令等名： ）	
個人情報の対象者の範囲			
登 録 年 月 日		年 月 日	
変 更 年 月 日		年 月 日	
個人情報の主な収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（香川県広域水道企業団個人情報保護条例第5条第2項第 号該当）	
個人情報の主な収集方法		<input type="checkbox"/> 文書により収集 <input type="checkbox"/> 口頭により収集 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
個人情報の提供先（実施機関 内の他の所属で利用する場合 を含む。）		<input type="checkbox"/> 実施機関内の他の所属 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
個人情報の主な提供方法		<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子情報処理組織を使用	
外部委託の有無		<input type="checkbox"/> （委託する事務の名称： ）	
登 録 番 号	所属コード	番号	

保有個人情報開示請求書

年 月 日

香川県広域水道企業団企業長 殿

請求者 住 所  
(〒 )

ふりがな  
氏 名

〔代理人が法人の場合にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

香川県広域水道企業団個人情報保護条例第13条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容			
開示の方法の区分		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付	
保有個人情報 の本人以外 の者が開示 を請求す る場合	請求者の 区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報の場合のみ） <input type="checkbox"/> 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 <input type="checkbox"/> 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人 情報の本 人の氏名 及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

※事務担当課等	
※請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※代理人又は遺族の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 本人の印鑑登録証明書を添付した委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)
※受付年月日	年 月 日

- 注 1 「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄は、開示請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 □については、該当するものに「」を記入してください。
- 3 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 4 代理人又は遺族が開示を請求する場合は、代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 5 記載に不備があるときは、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第14条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 6 ※欄は、記入しないでください。

第3号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第19条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後
	場 所		
事 務 担 当 課 等	電話番号 ( ) —		
備 考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第22条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第19条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後
	場 所		
開 示 し な い 部 分			
開 示 し な い 理 由			
事 務 担 当 課 等	電話番号 ( ) —		
備 考			

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県広域水道企業団を被告として提起することができます。

注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。

3 この処分に対し、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第22条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第5号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第19条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県広域水道企業団を被告として提起することができます。

第6号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長後の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） ー
備考	

様式第7号（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第21条の規定を適用し、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
保有個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日（ ）
上記の期限までに開示決定等をする部分	
香川県広域水道企業団個人情報保護条例第21条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

様式第8号（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けであなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第22条第1項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
意見書の提出先 （事務担当課等）	電話番号（ ） ー
備 考	

様式第9号（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けであなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第22条第2項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
香川県広域水道企業団個人情報保護条例第22条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	香川県広域水道企業団個人情報保護条例第22条第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日 ( )
意見書の提出先 (事務担当課等)	電話番号 ( ) ー
備 考	

様式第10号（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

香川県広域水道企業団企業長 殿

住 所  
(〒 )

ふりがな  
氏 名

〔団体にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( ) —

年 月 日付けで照会のあったこのことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報の開示に対する意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報の開示について反対しない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報の開示について反対する。
保有個人情報の開示に反対する部分及びその具体的理由	1 保有個人情報の開示により支障がある部分  2 保有個人情報の開示により支障がある理由

注 1 「保有個人情報の開示に対する意見」欄は、該当する□に「」を記入してください。

2 「保有個人情報の開示に反対する部分及びその具体的理由」欄は、保有個人情報の開示に反対する場合に記入してください。

様式第11号（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 団

年 月 日付けで照会しましたあなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり開示（一部開示）することと決定しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第22条第3項（第41条において準用する第22条第3項）の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日（ ）
開示を決定した処分の日等	年 月 日付け 第 号
開示することとした理由	
事 務 担 当 課 等	電話番号（ ） ー
備 考	

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

香川県広域水道企業団企業長 殿

請求者 住 所  
(〒 )

ふりがな  
氏 名

〔代理人が法人の場合にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

香川県広域水道企業団個人情報保護条例第26条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正（追加・削除）を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容			
訂正を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が訂正を請求する場合	請求者の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報の場合のみ） <input type="checkbox"/> 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 <input type="checkbox"/> 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

※事務担当課等	
※請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※代理人又は遺族の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 本人の印鑑登録証明書を添付した委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)
※受付年月日	年 月 日

- 注 1 「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄は、訂正請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 □については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 3 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 4 代理人又は遺族が訂正を請求する場合は、代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 5 請求書を提出する際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第27条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 ※欄は、記入しないでください。

様式第13号（第14条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることと決定しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第29条第1項の規定により通知します。

訂正をする保有個人情報の内容	
訂正をする具体的内容	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

様式第14号（第14条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号

年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第29条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県広域水道企業団を被告として提起することができます。

様式第15号（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第30条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長後の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

様式第16号（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第31条の規定を適用し、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
香川県広域水道企業団個人情報保護条例第31条の規定を適用する理由	
保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

様式第17号（第17条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付け 第 号で提供した保有個人情報  
について、次のとおり訂正の実施をしましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護  
条例第32条の規定により通知します。

訂正の実施をした保有個人情報の内容	
訂正の実施をした具体的内容	
訂正の実施をした日	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

香川県広域水道企業団企業長 殿

請求者 住 所  
( 下 )

ふりがな  
氏 名

〔代理人が法人の場合にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

香川県広域水道企業団個人情報保護条例第33条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止（消去・提供の停止）を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容			
利用停止を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が利用停止を請求する場合	請求者の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報の場合のみ） <input type="checkbox"/> 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 <input type="checkbox"/> 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			
※事務担当課等			
※請求者の確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
※代理人又は遺族の確認		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 本人の印鑑登録証明書を添付した委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
※本人の生年月日又は死亡年月日		年 月 日 (出生・死亡)	
※受付年月日		年 月 日	

- 注 1 「利用停止請求に係る保有個人情報の内容」欄は、利用停止請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 「利用停止を求める趣旨及び理由」欄については、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第33条第1項各号に規定するいずれの規定に違反しているかがわかるようにできるだけ具体的に記入してください。
- 3 □については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 4 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 5 代理人又は遺族が利用停止を請求する場合は、代理人又は遺族に係る注4の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第34条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 ※欄は、記入しないでください。

様式第19号（第19条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることと決定しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第36条第1項の規定により通知します。

利用停止をする保有個人情報の内容	
利用停止をする具体的内容及び利用停止の手段	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

様式第20号（第19条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第36条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県広域水道企業団を被告として提起することができます。

様式第21号（第20条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第37条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長後の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

様式第22号（第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第38条の規定を適用し、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
香川県広域水道企業団個人情報保護条例第38条の規定を適用する理由	
保有個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	